○政治資金適正化委員会

七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二

八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二

九　〃　二

一〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　三

一一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三

一二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件　三

一三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　三

一四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　三

一五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三

一六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二

一七　〃　二

一八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三

○消防庁

一九　〃　五

二　消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件　七

三　誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件　七

四　消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件　七

五　消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件　九

六　加圧送水装置の基準の一部を改正する件　一〇

七　消防学校の施設、人員及び運営の基準の一部を改正する件　三云

八　消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件　三云

○法務省

二五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二

二六　除籍の一部が滅失した件　三

二七　原戸籍の一部が滅失した件　三

二八　除籍が滅失した件　三

二九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　四

三〇　除籍が滅失した件　四

三一　日本国に帰化を許可する件　四

三二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　四

三四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　五

三五　除籍が滅失した件　五

三六　除籍の一部が滅失した件　五

三七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七

三八　除籍の一部が滅失した件　七

三九　商業登記規則第三十六条第二項等の規定による電磁的記録の方式等の一部を改正する件　七

四〇　商業登記規則第三十五条の二第一項第一号の規定による磁気ディスクの方式等を定める件　七

四一　除籍の一部が滅失した件　七

四二　原戸籍の一部が滅失した件　七

四三　日本国に帰化を許可する件　七

四四　除籍の一部が滅失した件　七

四五　原戸籍の一部が滅失した件　七

四六　除籍の一部が滅失した件　七

四七　原戸籍の一部が滅失した件　七

四八　除籍の一部が滅失した件　七

四九　日本国に帰化を許可する件　七

五〇　〃　七

五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　七

五二　〃　七